

保護者の皆様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸恵

緊急事態宣言発出時における学校対応について

新型コロナウイルスの感染者が増加していることを受け、令和3年9月12日（日）まで千葉県に緊急事態宣言が出されています。

本市においても、夏季休業中、児童生徒の陽性報告が増加傾向にありますが、感染拡大防止の徹底を図り、9月1日より2学期を開始いたします。

1学期の教育活動では、学校内での感染拡大は確認されていませんが、陽性者の増加などを含め、状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖等の対応を取りながら、児童生徒の学びを継続してまいります。各学校におきましても感染拡大防止を強化し、教育活動を進めてまいります。趣旨をお汲み取りいただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言発出時の対応について

今後の感染状況によりますが、現状では市内一斉休校は行わず、市内公立学校において感染防止をより強化するとともに、教育活動の一部を制限しながら学びを継続してまいります。

※詳細につきましては、市川市教育委員会ホームページ「市川市立学校・幼稚園の新型コロナウイルス関連情報 (<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu01/1111000194.html>) の「緊急事態宣言発出時における教育活動等について」をご覧ください。

(1) 教育活動の主な制限等について

食事以外、マスクの常時着用を徹底し、音楽や体育等、教育活動の一部を制限します。

(2) 行事等

実施の際は必要最小限とし、感染対策を十分行います。

(3) 部活動

緊急事態宣言発令中は、休止します。

※希望者につきましては、体力づくりを行う場合があります。

(4) 教育活動外

まなびクラブは中止、子ども教室、施設開放等は活動を制限して実施します。また、保育クラブは継続となります。

2 欠席の取り扱いについて（緊急事態宣言解除後も同様となります）

※以下の場合には欠席扱いといたしません

- ・児童生徒本人が陽性、濃厚接触者となった場合
- ・児童生徒本人に発熱や風邪症状等が見られる場合
- ・児童生徒本人がワクチンを接種する場合、副反応による体調不良の場合
- ・感染の不安等により欠席させる場合

3 保護者の方へのお願い

- ・可能な限り不織布マスクの着用をお願いします。
- ・同居のご家族の方に、発熱等の体調不良がみられる場合、PCR検査を受検される場合等は、お子様の登校をお控えいただき、ご家庭で体調管理をお願いいたします。この場合も欠席扱いといたしません。